

自動車損傷事故の発生について

1 事故の内容

【1件目】

- (1) 発生日時 令和4年6月23日(木) 午前10時頃
(天気：曇り)
- (2) 発生場所 世田谷区役所第二庁舎地下駐車場
- (3) 相手方 乙()
- (4) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という)の第二庁舎地下駐車場において、乙の車両が上階に駐車するためにスロープを上っていたところ、スロープ頂上部付近において、補強用で敷設していた鉄板部分が相手方の車両のマフラー等底部に接触し、損傷した。
- (5) 損傷の程度 甲 人身：なし
物損：なし
乙 人身：なし
物損：車両底部を損傷

【2件目】

- (1) 発生日時 令和4年6月28日(火) 午後1時30分頃
(天気：晴れ)
- (2) 発生場所 世田谷区役所第二庁舎地下駐車場
- (3) 相手方 丙()
- (4) 事故内容 甲の第二庁舎地下駐車場において、丙の車両が上階に駐車するためにスロープを上っていたところ、スロープ頂上部付近において、補強用で敷設していた鉄板部分が相手方の車両底部に接触し、車両のパネル部分を損傷した。
- (5) 損傷の程度 甲 人身：なし
物損：なし
丙 人身：なし
物損：車両底部を損傷

2 事故後の対応

乙・丙ともに、事故の申し出が、数日経過後であったため、相手方から提出された立証関係書類をもとに、区政情報課訟務担当等と対応について慎重に協議を行った。結果、当該駐車場における損傷事故と判断し、早期解決に向けて、現在、乙及び丙とは誠意を持って示談交渉にあたっている。

3 駐車場の安全対策

(1) 事故の経緯

事故の経緯は下表のとおりである。

表 事故経緯

月日	区の実施した駐車場の安全対策等
6/10 (金)	(スロープ上部の床パネル部材落下による車両損傷事故が発生。)
6/12 (日)	緊急修繕を実施。暫定的に鉄板を敷設。
6/18 (土)	床パネル落下部分を含め、スロープ頂上部付近に補強用に鉄板を敷設。
7/ 4 (月)	スロープ頂上部付近にゴム製マットを敷設。【今回の対策】
7/24 (日)	立体駐車場メーカーによる点検、補修。
10/15 (土)	立体駐車場メーカーによる再点検、補修。
10/16 (日)	

月日	底部損傷事故に関するやりとり	
	乙 (1件目)	丙 (2件目)
6/23 (木)	駐車場で車両の底部損傷	
6/27 (月)	相手方から区へ申し出あり。 →区は状況確認等を実施。	
6/28 (火)		駐車場で車両の底部損傷
7/ 4 (月)		相手方から区へ申し出あり。 →区は状況確認等を実施。
7/ 8 (金)		相手方から立証関係書類を受領し、対応協議。
7/25 (月)	相手方から立証関係書類を受領し、対応協議。	
9/30 (金)	相手方 (乙・丙) へ賠償の旨を連絡。	

(2) 駐車場鉄骨造立体部分の解体

第二庁舎地下駐車場について、当初計画では、令和7年以降、3期工事において解体する予定であったが、庁舎利用者の安全確保の観点から、鉄骨造立体部分の解体工事を前倒しし、令和5年1月初旬から3月下旬にかけて実施する。解体後は、来庁者用の平置き駐車場として、2期工事完了時まで運用する。

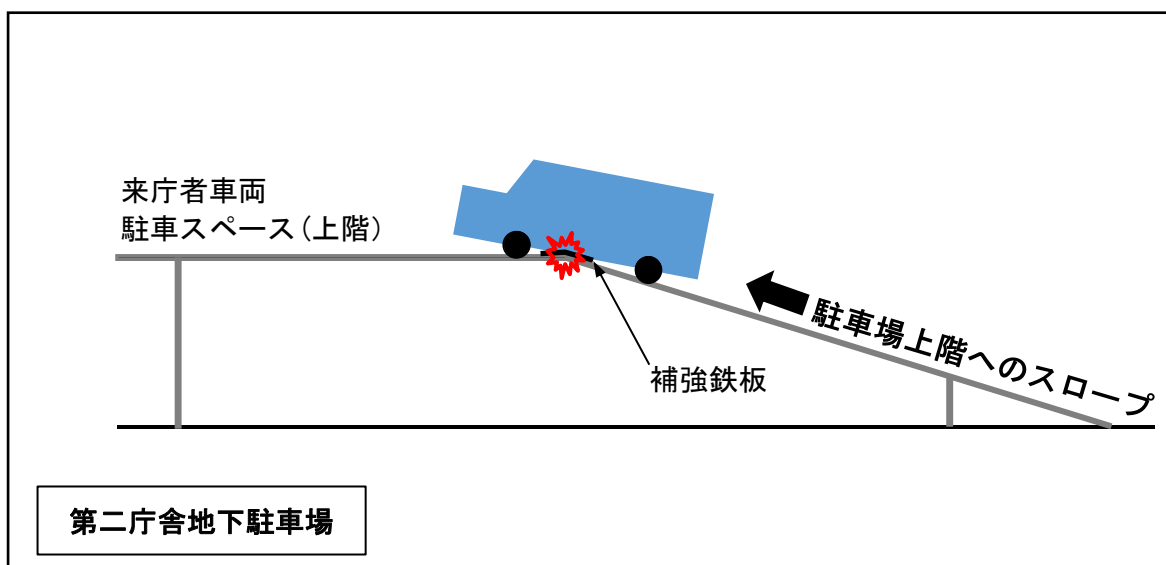
なお、工事期間中、来庁者用駐車台数が減少するため、区のおしらせ「せたがや」や区ホームページ等での事前周知により公共交通機関の利用を勧めるとともに、臨時駐車場を可能な限り区役所近隣に確保し対応する。

(3) 駐車場鉄骨造立体部分の解体等の工事スケジュール (予定)

令和4年12月中旬	ホームページで周知
令和5年1月1日	区のお知らせで周知
令和5年1月上旬	臨時駐車場の運用開始
1月中旬	工事開始
3月下旬	工事完了、第二庁舎地下駐車場 (平置き) 利用再開



位置図（地下駐車場平面図）



現場概念図（A-A' 断面）